

## 横浜市立東品濃小学校 P T A 規約

### 第1章 名称

第1条 この会は、横浜市立東品濃小学校 P T A と称し、事務所を東品濃小学校におく。

### 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員とが意志疎通を図り、緊密な協力のもと、学校・家庭・地域における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第3章 方針

第3条 この会は、前章の目的を達成するため、次の方針を設定する。

1. この会は、学校及び学年での活動を会の運営の中心とする。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。

### 第4章 活動

第4条 この会は、前章の目的及び方針に従って次の活動をする。

1. 家庭と学校と地域社会との緊密な連絡によって、児童の福祉を増進する。
2. 児童の生活環境をよくする。

### 第5章 会員

第5条 この会は、東品濃小学校に在籍する児童の保護者と学校に勤務する教職員を以て会員とする。

### 第6章 会計

第6条 この会の経費は、会員の会費及びその他の収入を以てあてる。

1. 会費は、会員（一世帯）月額 300 円（4 月は別途安振会会費として 500 円加算 ただし教職員は除く）とする。
2. 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
3. 予算は、総会の承認を得る。
4. 決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

### 第7章 役員

第7条 この会に次の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2～3 名
3. 書記 3 名（保護者 2・教職員 1）
4. 会計 3 名（保護者 2・教職員 1）

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に困難を生じた場合、その職務を代行する。
3. 書記は、総会及び実行委員会の議事を記録し、この会の庶務を行う。又、P T A の運営や活動状況を会員に知らせる。
4. 会計は、この会のすべての出納をつかさどり、会計監査を経て定期総会で決算報告をする。

第9条 役員の任期は1年とし再任は差しつかえないが、同じ役職は2年を限度とする。但し、教職員はこの限りではない。

第10条 役員に欠員が生じた場合は、次の通りとする。  
1. 会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格する。  
任期は前任者の残任期間とする。  
2. 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、実行委員がこれを補充する。  
任期は前任者の残任期間とする。

## 第8章 会計監査

第11条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査をおき、その任期は1年とする。尚、欠員が生じた場合には、前年度役員又は会計監査から会長が指名する。任期は前任者の残任期間とする。

第12条 会計監査は、定期監査を実施する。又、必要に応じて監査し、総会に報告する。

## 第9章 総会

第13条 総会は、全会員を以て構成する。この会の最高議決機関である。

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。  
1. 定期総会は、年に2回開催する。  
第一回総会 ○年度事業計画及び予算審議、決定  
○前年度決算の承認  
○各委員会の正副委員長紹介  
第二回総会 ○年度事業報告  
○翌年度役員、会計監査の承認  
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第15条 総会は、会長が召集し、会員の2分の1以上（委任状も含む）の出席で成立する。議事は出席者（委任状も含む）の過半数で決する。

## 第10章 役員会

第16条 役員会は、会長・副会長・書記・会計及び校長で構成する。

第17条 役員会は、会務全体を統括し、基本的な事項についての企画・立案・予算案の作成、その他必要な事項の処理にあたる。  
会長が必要と認めるとき召集する。

## 第11章 実行委員会

第18条 実行委員会は、この会の役員会、学年委員会の各学年代表委員、校外委員会の正副委員長・書記、企画委員会の正副委員長（解散まで）及び校長で構成され、総会で議決されたものを具体的実施していく中枢機関である。

第19条 実行委員会は、各委員会の事業計画の審議検討・総会提出議案の作成、その他必要と認める事項を審議する。

第20条 実行委員会は、原則として毎月1回開催する。  
但し、会長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があったときにも臨時に開催する。

第21条 実行委員会の議決は、委員の3分の2以上の出席で、出席者の過半数を以て成立する。

## 第12章 委員会

- 第22条 委員会は、次の委員会をおき、それぞれ学年・地区から選出された委員と教職員で構成する  
但し、必要に応じて新たな委員会を設置する。
1. 学年委員会  
学校と学年の活動に協力すると共に会員相互の親睦を図る。
  2. 校外委員会  
校外における児童の生活指導及び交通安全や地区の教育環境の向上に努める。
  3. 企画委員会  
P T A主催の企画と運営を行う。
- 第23条 委員会の委員選出は次の通りとする。
1. 学年委員会は、2～6年生は各学年5名、1年生は6名（各学級から2名）と教職員からなる。  
各学年から選出された委員から、学年毎に1名の学年代表委員を選出し、その中から正副委員長を選出する。
  2. 校外委員会は、各地区から選出された委員数名と教職員からなる。3月末日迄に各地区で選出し、その中から正副委員長・書記を選出する。
  3. 企画委員会は、各学年から3名選出される。その中から正副委員長・書記を選出する。
- 第24条 各委員会は、委員長が召集する。
- 第25条 各委員長は、役員及び校長・副校長に必要な応じて委員会への出席を要請することができる。

## 第13章 推薦委員会

- 第26条 推薦委員会は、役員及び会計監査を推薦する。
1. 推薦委員会は、各委員会から2～3名、教職員から2名で構成し、その中から委員長・書記を選出する。
  2. 推薦委員会は、推薦活動を開始する際に発足し、その任務を終了した時に解散する。
  3. 推薦委員会は、役員、会計監査候補者の立候補及び推薦を会員に募る。
  4. 推薦委員会は、立候補者及び推薦された役員、会計監査候補者を2月末日迄に公示し、第二回総会で承認を得る。
  5. 推薦委員会の運営等については、別に内規で定める。

## 第14章 改正

- 第27条 この規約は、総会において出席者（委任状も含む）の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

## 第15章 個人情報情報の取り扱い

- 第28条 本会がP T A活動を推進するために必要とする個人情報情報の取得、利用、提供及び管理については、「東品濃小学校P T A個人情報取扱規則」（内規）に定め、適正に運用するものとする。

## 第16章 役員・委員免除規定

- 第29条 役員会の会長・副会長・書記及び会計並びに各委員会の正副委員長・書記及び会計を務めたものは、翌年度以降、役員の推薦及び委員の選出を免除される。但し、本人の意思による就任を妨げない。また、免除期間は別途定める。

付則

この規約は、昭和63年9月24日から施行する。  
平成6年3月8日に規約の一部改正を行う。  
平成8年3月5日に規約の一部改正を行う。  
平成17年5月19日に規約の一部改正を行う。  
平成20年5月2日に規約の一部改正を行う。  
平成21年3月2日に規約の一部改正を行う。  
平成23年3月1日に規約の一部改正を行う。  
平成27年3月3日に規約の一部改正を行う。  
平成29年3月3日に規約の一部改正を行う。  
平成30年2月1日に規約の一部改正を行う。  
令和4年3月7日に規約の一部改正を行う。  
令和4年10月21日に規約の一部改正を行う。

# 免除規定のイメージ

以下のケース例は規定年数が10年の場合です。  
 ※来年度は役職データが2014年以降しかないので、規定年数は9年となります。

## ★ケース1 2人兄弟（Aさん、Bさん免除）

書記経験の翌年度から10年免除

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
免除期間		●	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Aさんの学年	1	2	3	4	5	6						
Bさんの学年				1	2	3	4	5	6			

2年生の時に校外委員の書記を経験

免除期間終了は2033年度  
 Bさんは2030年度で6年生なので免除が適用されます。

## ★ケース2 3人兄弟（Aさん、Bさん免除、Cさんは免除適用外）

役員会経験の翌年度から10年免除

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
免除期間		●	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
Aさんの学年	1	2	3	4	5	6							
Bさんの学年				1	2	3	4	5	6				
Cさんの学年								1	2	3	4	5	6

2年生の時に役員会を経験

免除期間終了は2033年度  
 Bさんは2030年度で6年生なので免除が適用されます。  
 Cさんは2033年度の5年生までは免除が適用されますが、  
**6年生の時は免除が適用されません。再度「1児童1委員」のお願いとなります。**  
 ※適用外の場合、該当学年（上記の場合6年生）以外の学年での委員経験をしていただいで大丈夫です。

## ★ケース3 2人兄弟（学校に在籍しない期間が存在）

委員長経験の翌年度から10年免除

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
免除期間		●				●	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Aさんの学年	1	2	3	4	5	6	在籍なし	在籍なし	在籍なし	在籍なし						
Bさんの学年											1	2	3	4	5	6

2年生の時に校外委員を経験

6年生の時に学年委員の委員長を経験

役職なしなので、免除はありませんが「1児童1委員」が適用されます。

免除期間終了は2037年度  
 Bさんは2037年度で6年生なので免除が適用されます。